

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
南関東防衛局（2）住宅防音事業完了確認補助業務（その1）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月1日	アールシー建築デザイン株式会社 東京都板橋区高島平9-8-2	8011401007550	一般競争入札	9,863,626円	4,985,200円	50.5%				
南関東防衛局（2）住宅防音事業完了確認補助業務（その2）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月1日	アールシー建築デザイン株式会社 東京都板橋区高島平9-8-2	8011401007550	一般競争入札	2,602,037円	2,395,250円	92.1%				
南関東防衛局（2）住宅防音事業設計図書審査及び完了確認補助業務（その1）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月1日	アールシー建築デザイン株式会社 東京都板橋区高島平9-8-2	8011401007550	一般競争入札	5,483,583円	3,463,900円	63.2%				
南関東防衛局（2）住宅防音事業設計図書審査補助業務（その2）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月1日	アールシー建築デザイン株式会社 東京都板橋区高島平9-8-2	8011401007550	一般競争入札	9,876,279円	2,871,000円	29.1%				
南関東防衛局（2）住宅防音事業設計図書審査補助業務（その3）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月1日	アールシー建築デザイン株式会社 東京都板橋区高島平9-8-2	8011401007550	一般競争入札	9,876,279円	2,871,000円	29.1%				
東富士演習場内(2)治山治水対策施設保全業務（巡回・点検業務）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月8日	(株) クレアリア 東京都千代田区紀尾井町4番1号	2011501014205	一般競争入札	3,971,551円	3,960,000円	99.7%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
厚木飛行場等周辺（2）航空機騒音自動測定装置等保守業務	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月27日	リオンサービスセンター株式会社 東京都八王子市兵衛2-22-2	1012401002696	一般競争入札	4,081,062円	4,015,000円	98.4%				
北富士演習場及び東富士演習場周辺（2）砲撃音自動測定装置等保守業務	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 小波 功 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年5月27日	リオンサービスセンター株式会社 東京都八王子市兵衛2-22-2	2010101004467	一般競争入札	3,625,935円	3,575,000円	98.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。